

伊東市役所地球温暖化対策実行計画

— 2019年度（令和元年度）実施状況 —

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、伊東市役所地球温暖化対策実行計画について、2019年度（令和元年度）の実施状況を公表します。

1 温室効果ガスの総排出量削減状況

市有施設の総排出量は 14,741 t-CO₂ となり、また、床面積 1 m² 当たりの排出量（排出原単位）は、106.2 kg-CO₂ となりました。

基準年度比では、それぞれ 10.43%削減、0.28%増加しました。

	2013年度 (基準年度)	2019年度	2022年度 (目標年度)	2030年度 (目標年度)
総排出量※ (t-CO ₂)	16,457	14,034	11,181	8,037
増減率(%)	—	▲10.43	▲16.52	▲40以上
排出原単位 (kg-CO ₂)	105.9	106.2	/	52.0
増減率(%)	—	0.28		▲39.95

※総排出量の数値は、「2 分野別目標の状況」の「(2) 物品等の使用に当たっての配慮」及び「(3) 廃棄に当たっての配慮」の合計を合算したものととなります。

2 分野別目標の状況

温室効果ガスの総排出量を削減するための配慮行動として、次のとおり行動しました。

(1) 物品等の購入に当たっての配慮

- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した製品の購入に努めました。

環境に配慮した製品の購入内容（グリーン購入調達品の内容）
(主なもの) ・古紙配合率の高い用紙、白色度の低い製品（コピー用紙・更紙・OA用紙等） ・再生紙が使用されている製品（事務用品（附箋、こより紐、紙紐、封筒等） トイレトペーパー等） ・その他紙以外から再生された製品（トナーカートリッジ・ボールペン・マーキングペン・作業服・タイヤ等） ・詰替え可能な製品（事務用のり・液体石鹸）

- ・公用車の購入に当たっては、低公害車を選択しました。（リース開始含む。）

	台数	車両仕様	備考
軽自動車	14	H17 排出ガス基準 75%低減車	

(2) 物品等の使用に当たっての配慮

項目 (単位：t-CO ₂)	2013年度 (基準年度)	2019年度	増減率	2030年度 (目標年度)
電気	13,986	11,872	▲15.1%	数値設定なし (努力目標)
都市ガス	217	273	25.8%	
LPG	293	478	63.1%	
ガソリン	223	151	▲32.3%	▲28%
軽油	335	227	▲32.2%	▲28%
その他	1,094	771	▲29.5%	
合計	16,148	13,772	▲14.7%	▲40%

※上記各数値(単位：t-CO₂)は、使用量から排出係数により二酸化炭素量を算出。
 ※ガソリン・軽油は車両燃料分のみとし、国の地球温暖化対策計画：運輸部門の削減内容とした。

項目 (単位：使用量)	2013年度 (基準年度)	2019年度	増減率	2030年度 (目標年度)
コピー用紙(kg)	58,503	72,983	35.3%	数値設定なし (努力目標)
水(m ³)	198,545	191,465	▲3.6%	

【2019年度(令和元年度)の状況等】

- ・都市ガス使用量の増については、これまで電力を使って行っていた市庁舎の空調運転をガスで行ったことによる。その分電気使用量については微減となった。
- ・LPG(プロパンガス)使用量については、各小中学校での空調設備が整備されたことにより増加した。ただし、学校給食センターが新型コロナウイルスの影響により稼働中止期間あったため前年度比では4.7%減である。
- ・ガソリン、軽油使用量の減については、基準年度に比べて低燃費車への買い替えが進んだことによる。前年度比で見るとガソリンが11.1%増、軽油が27%の減となる。
- ・その他の減は、観光会館利用者の減少、湯川終末処理場の運転マニュアルの変更によるA重油の使用量の減少による。
- ・コピー用紙の使用量の増については、3回の選挙等により使用量が増加した。前年度比は9.6%増である。

(3) 廃棄に当たっての配慮

項目	2013年度 (基準年度)	2019年度	増減率	2030年度 (目標年度)
可燃ごみ(t)	309	262	▲15.2	▲17%

※上記各数値(単位：t-CO₂)は、使用量から排出係数により二酸化炭素量を算出。
 ※伊東市一般廃棄物処理計画に基づき、基準年度比1%/年の減とするが、同計画の改定があった場合は見直すものとする。

(4) 設計、施工に当たっての配慮

温室効果ガスの排出の少ない施工や廃棄物の減量に努めました。

設計、施工の内容
<ul style="list-style-type: none">• 使用建設機械は、排出ガス対策型を使用する設計とした。• 埋戻材や路盤材の砕石は、再生材の使用する設計とした。• 建設工事は、排出ガス対策型の機械を使用するようにした。• 施工にあたり、無駄なアイドリングをしないよう指示した。

(5) 修理、解体に当たっての配慮

受注者への分別排出の指示を徹底し、建設廃棄物の再資源化に努めました。

修理、解体の内容
<ul style="list-style-type: none">• 事業者からの分別解体等の計画等の提出を徹底した。• 残土処理においては、他事業との情報交換により調整流用に努めた。• アスファルト及びコンクリート等の廃棄物は、リサイクル処理を義務付けた。• 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を適切に運用した。• 解体工事の設計に関して、廃棄物発生量削減のため分別解体・処分とする設計内容とし、これらを受注者に対して徹底するよう指示した。• 事業者へ建設廃棄物処理計画書の提出を義務付けた。

以上